

第11回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年5月7日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第19号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第20号 | 農地法の規定に基づく許可処分取消しについて |
| 日程第 5 | 議第59号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可につて |
| 日程第 6 | 議第60号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第61号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第62号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第63号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第10 | 議第64号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、
杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、
田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、天野克宏、増田勝、反中
正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

車戸明良、岩本洋子

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、下畑守生、
尾前隆治、平野善浩、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

なし

職務代理	<p>ただいまより第11回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>よって、現在の本出席委員は、36名中34名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>4月から5月カラリと晴れた日が続いて異常気象を思わせる様な気候です。雨が少なく水田の水取り口に水がないため一雨欲しいところです。先般の高山市議会選挙には、当委員会メンバー2名が立候補され当選されました、おめでとうございました。それぞれ自らも営農に携わってみえることもあり、今後も広い見識で当委員会に対して、ご意見等頂ければありがたく、ご期待申し上げます。</p> <p>先般、県の事務局会議があり、来年度より新しい制度での農業委員会となり少し役割も変わってきます。建議は今年が最後の取り組みとなりますので各部会で協議をして頂き、意見を提出いただけるようお願いいたします。</p> <p>本日も色々な課題について、多数の議案が上程されており、皆様方の慎重な審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 23番 田中 正躬 委員と、24番 岩村 聡
委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第19号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。

事務局の説明を願います。

前坂農地 主 事 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は47法人のうち4法人についての報告となります。

農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①
法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

1番 朝日町見座にあります有限会社で、田 2.4ha 畑 0.1 ha、
採草地 0.05 ha、合計 2.6(2.55)haを経営耕作しております。経営
内容としましては水稻、餅、米粉加工を経営しております。

2番 漆垣内町にあります有限会社は認定農業者でもあり、
田 2.0ha 畑 7.0 ha、合計 9.0 haを経営耕作しており、酪農とし
て生乳を生産しております。

3番 清見町牧ヶ洞にあります有限会社は認定農業者でもあ
り、田 15.5ha 畑 17.5 ha、合計 33.0 haを経営耕作しております。
経営内容としては肉用牛肥育 139 頭、水稻の栽培、蔬菜の販売を
行っております。

4番 国府町東門前にあります農事組合法人は認定農業者でも
あり、経営面積として田 4.6ha を耕作しております。経営内容
につきましては水稻、農作業受託を営んでおります。

以上、報告書が提出されました4法人について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第20号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

転用許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。

今回の場所は、江名子町になります。

この件については、許可を受けたものの、他の所に家を建てたため結果的不要となったため、その許可を取り消すものです。

なお、一部については、他の目的で転用済みになっているため、本日の5条の1番で追認許可を求めるものです。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第59号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、5件の上程となります。

1番は、丹生川町北方地内の案件です。田畑 11筆 4, 439㎡を所有者が甥に贈与します。受人の耕作面積は0㎡ですが、これまで約5年間、丹生川の実家にて就農して経験を積みます。作付けについては水稻・露地野菜の予定です。

2番は、丹生川町町方地内の案件です。田 1筆 2, 745㎡を経営移譲の一部として3年間の使用貸借契約を交わします。作付は水稻の予定です。

3番は、久々野町無数河地内の案件になります。畑・原野 2筆 30㎡を贈与するものです。周辺は受人の農地となっています。受人の耕作面積は9,315㎡で、果樹の予定です。

4番は、久々野町無数河地内の案件になります。田 5筆 3,147㎡を親族で贈与するものです。受人の耕作面積は2,538㎡で、作付けについては水稲・露地野菜の予定です。

5番は、上宝町蔵柱地内の案件になります。田畑 21筆 33,907㎡を後継者へ贈与するものです。受人の耕作面積は37,435㎡で、作付けについては水稲・露地野菜の予定です。

以上、5件、田20筆 畑20筆で合計 44,014㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第60号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は7件の上程です。

1番は石浦町の案件です。畑2筆 149㎡について、申請地奥への山林へ入る進入路へ転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

2番は下林町の案件です。畑1筆 178㎡について、用途変

更をして農機具庫を建てていましたが、新築した住宅の一部が農地に入っていたため追認申請されたものです。

3番は、新宮町地内の案件です。畑1筆 188㎡を自宅への進入路・庭に転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

4番は上野町の案件です。畑1筆 403㎡を車庫、倉庫に転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

5番は丹生川町地内の案件です。田1筆の一部 493㎡を農家住宅とする申請です。

6番は久々野町地内の案件です。田1筆 1,222㎡を太陽光発電施設を設置するための転用申請です。恒久転用で、まちづくり条例確認対象です。

7番は国府町地内の案件です。営農型太陽光発電施設の設置で、田3筆の一部 6㎡を太陽光パネルの柱の部分として一時転用する申請です。農地の作付については、牧草を予定しており、この件については、事前に県の農業会議と協議を行い、今回、過去の大学での論文資料も出されていることから許可可能と協議済みです。

以上、7件、田5筆 畑5筆で計 2,639㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第61号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しております

ので報告いたします。

本日は、11件の上程となります。

1番は、江名子町の案件です。田1筆の一部、24㎡について、駐車場への通路にするものです。取消しで報告したところの一部です。

2番は、岡本町1丁目地内の案件です。田1筆146㎡実測178㎡について、一般個人住宅に転用するものです。

3番は、岡本町4丁目地内の案件です。田1筆のうち4.27㎡について、10月の農業員会で許可済みの賃貸住宅に追加する申請です。なお、残地部分は駐車場として転用済みのため、指導対象です。

4・5番は関連、松本町地内の案件です。田2筆の一部23.38㎡、13.26㎡について、管敷設のために使用貸借により転用するものです。

6番は、松之木町地内の案件です。田2筆435㎡を、宅地分譲するものです。一体利用地があり8区画の予定で、まちづくり条例の確認対象です。

7番は、丹生川町畑鉾地内の案件です。こちらは、畑1筆49㎡を、山林とする申請です。既に山林化しており現地は航空写真で確認いただきます。

8番は、丹生川町北方地内の案件です。こちらは、田畑2筆273㎡個人住宅の目的で申請するものです。

9番は、丹生川町新張地内の案件です。こちらは、畑1筆188㎡について、昨年農振除外を受け正式に社務所としての追認許可を求める申請です。

10番は、清見町福寄地内の案件です。田6筆のうち2,340㎡について、河川の災害復旧工事の通路としてH28.2.17まで一時転用するものです。

11番は、上宝町宮原地内の案件です。田1筆329㎡について、住宅を建てる申請です。

以上、11件、田13筆、畑5筆、3,824.91㎡についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第62号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

国府町村山地内の案件になります。変更申請については、当初申請者個人で、昨年11月、5条の農地転用により、共同住宅として許可を受けていましたが、今回、事業者を医療法人として、また目的も変更するため申請となりました。間の雑種地と一体利用するものです。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件は許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第63号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とします

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

石浦町6丁目地内の案件になります。相続人は、市内に在住する農家です。被相続人の所有する田畑 10筆4035.30㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、いずれも、ハウス・

露地栽培をして農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上1件、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第64号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は34件の利用権設定と2件の所有権移転合わせて36件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻、施設園芸(トマト)の経営をしており、田3筆6,829㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

以上、1番につきまして、ご審議を願います。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

1 番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、2 番についても委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

2 番は委員関連案件ですので、引き続きご説明いたします。

2 番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田1筆1, 534 m²を更新10年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、2 番につきまして、ご審議を願います。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、2 番について承認といたします。

2 番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、3 番以降について議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

それでは引き続き、3 番以降のご説明をいたします。

3 番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（メロン）、肉用牛（繁殖11頭）の経営をしており、畑1筆1, 577 m²を新規10年の貸借権を設定し、牧草地として利用するものです。

4～10 番について、農業生産法人で認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稻、菌床椎茸の経営をしており、個人で貸借していた農地や新規に借り受ける農地について、自ら立ち上

げた法人に権利設定するため、田26筆34, 588㎡を新規10年の使用貸借権および賃貸借権を設定し、水稻および施設園芸によりトマトを生産するものです。

11番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、田2筆2, 291㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

12番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田2筆2, 033㎡を新規9年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

13番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻、ハーブ、露地野菜の経営をしており、田4筆2, 577㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

14番について、認定農業者である借人は果樹（桃、リンゴ、梨）の経営をしており、原野2筆3, 026㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、果樹を生産するものです。

15番について、認定農業者である借人は肉用牛（繁殖45頭）の経営をしており、田1筆1, 782㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、飼料稲を生産するものです。

16番について、県新規就農計画認定者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田1筆1, 009㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

17～19番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻の経営をしており、田6筆3, 971㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

20～25番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田、畑19筆12, 276㎡を新規、更新1～10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

26～33番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻、露地野菜の経営をしており、田13筆12, 535㎡を新規、更新6年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

34番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻、露地野菜の経営をしており、田1筆1, 519㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

35番について、認定農業者である買い手は果樹（リンゴ、桃）の経営をしており、自己所有農地に隣接する農振農用地区域内の

畑1筆5, 907 m²を取得し、果樹を生産するものです。

36番について、認定農業者である買い手は果樹(リンゴ、桃)の経営をしており、自己所有農地に隣接する農振農用地区域内の畑2筆9, 511 m²を取得し、果樹を生産するものです。

以上、3番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、3番以降は、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第11回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

田中 正躬 委員

岩村 聡 委員
